



答申第258号
令和元年6月6日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和元年5月23日付け岐阜市子支第128号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

国は、今年10月からの消費税率の引上げの影響を踏まえ、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「臨時・特別給付金」という。）の支給を決定した。支給の実施主体は、市町村等であり、児童扶養手当の額に臨時・特別給付金の額を加算し、支給対象者に支給する。

本市では、児童扶養手当の支給事務を行う子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）が、児童扶養手当受給者への臨時・特別給付金に関する案内書及び申請書の送付、申請の受付、支給要件の審査並びに支給の決定を行うことを予定している。

については、臨時・特別給付金の支給事務において児童扶養手当受給者の抽出をする等のため、条例第10条第2項第5号の規定により子ども支援課が保有する児童扶養手当の受給資格者台帳の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

令和元年7月1日時点における本市の児童扶養手当受給資格者の氏名、住所、郵便番号、認定（離婚、死別、未婚）の区分、所得（全額支給、一部支給、支給停止）の区分、電話番号及び口座情報

3 意見

適当なものとする。